

② 地震災害

地震災害について、本市で特に考慮すべき地震は、「琵琶湖西岸断層帯による地震」と「南海トラフ巨大地震」となっている。

「琵琶湖西岸断層帯による地震」が発生した場合、市全域はほぼ震度 6 強以上、比較的地盤の軟弱な琵琶湖沿岸部を中心として最大震度は震度 7 が予想されている。また、「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、市全域はほぼ震度 6 弱以上、最大震度は震度 6 強が予想されている。

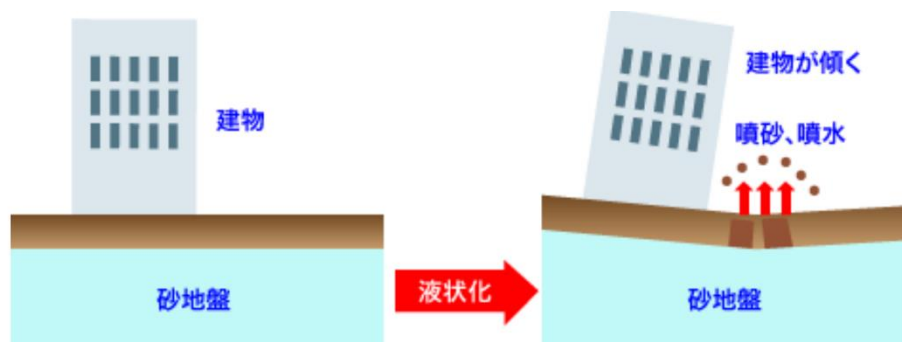
いずれの地震も発生した場合は、市域の各所で液状化が発生する可能性が高くなっている。

◆ 液状化とは

地震により地下水位が高い場所の砂地盤などで、地盤が一時的に液体状になってしまう現象のことを指す。液状化により、土中の水分や砂が地面から吹き出す噴水や噴砂が発生するほか、地面が沈下し道路が通行できなくなる、建物が傾くといった被害が発生する。

液状化の予測結果は、ボーリングデータのあるところは、ボーリングデータを基本とするが、500m メッシュで解析しているため、局所的な液状化の危険性は表現できない。また、ボーリングデータのないところについても、微地形条件を考慮して平均的な補完を行っているため、局所的な液状化の危険性は表現できない。

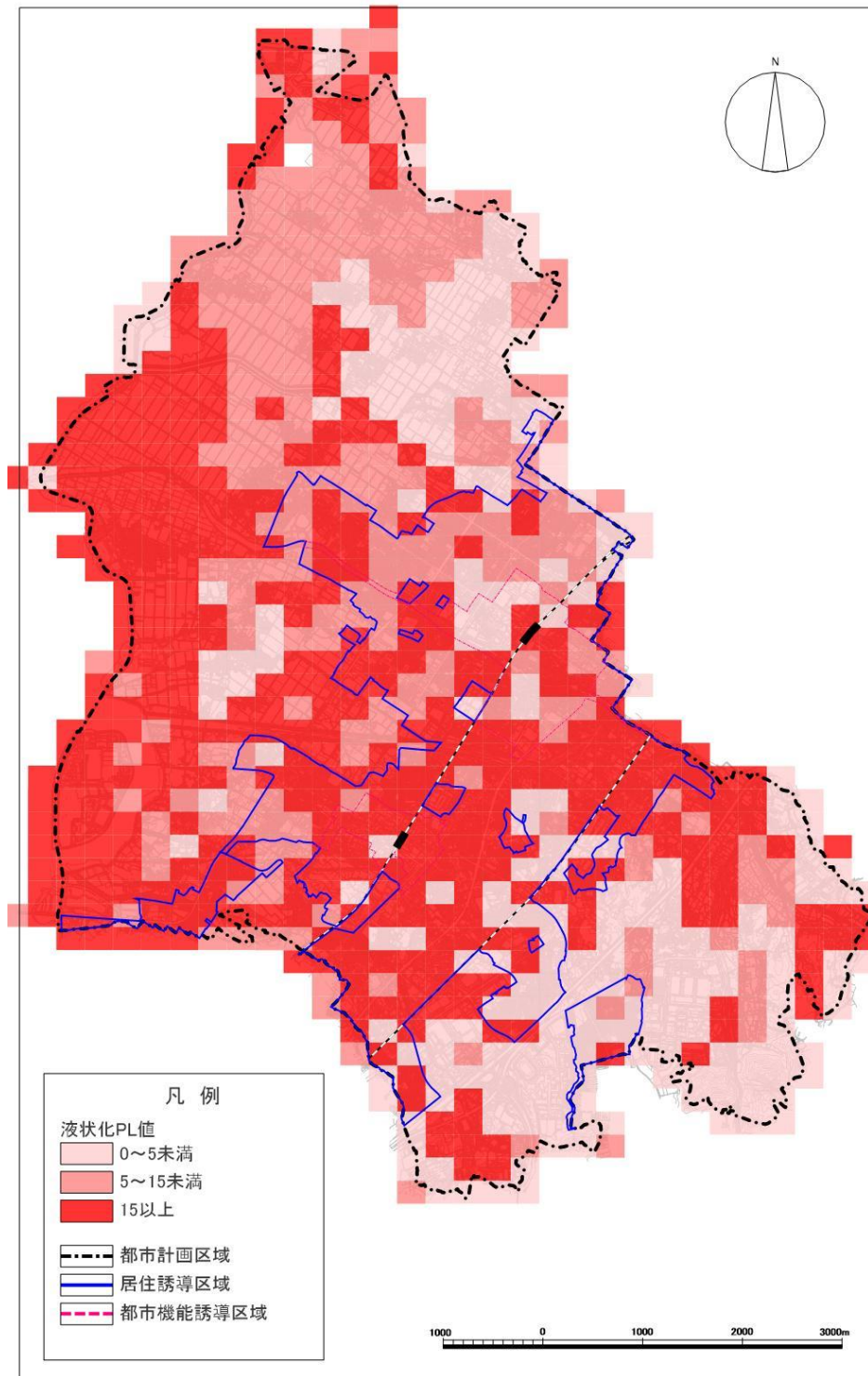
液状化の発生しやすさを表す指標の PL 値が 10 を超えると、大きな地震が発生した時、構造物に影響の出る可能性があると言われている。



②-1 液状化

本市で発生する全ての地震を想定した場合に、市域全体で液状化が発生しやすい状況となっている。居住誘導区域では、液状化の発生しやすさを表すPL値が15以上と高く、地震災害時に液状化しやすい状況となっている。

■最大液状化危険度分布（全地震）



出典：滋賀県防災情報マップ「最大液状化危険度分布（全地震）」

③ 土砂災害

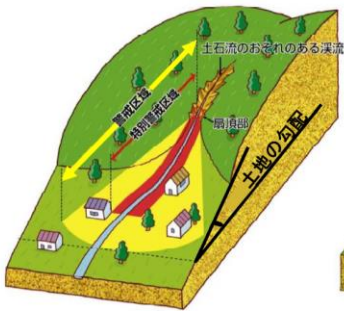
③-1 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、大規模盛土造成地

◆ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域とは

大雨時等に土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊といった土砂災害のおそれがある区域は土砂災害警戒区域等に指定される。

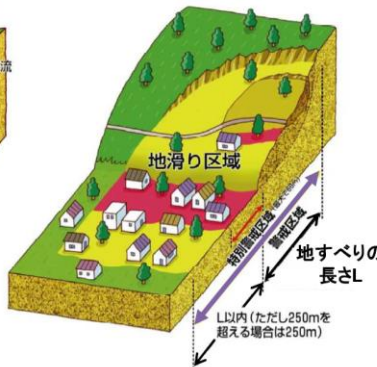
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が一体となって流下する自然現象



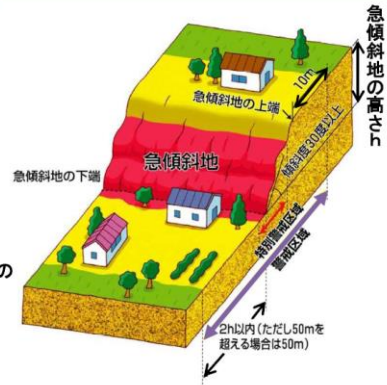
地すべり

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



急傾斜地の崩壊

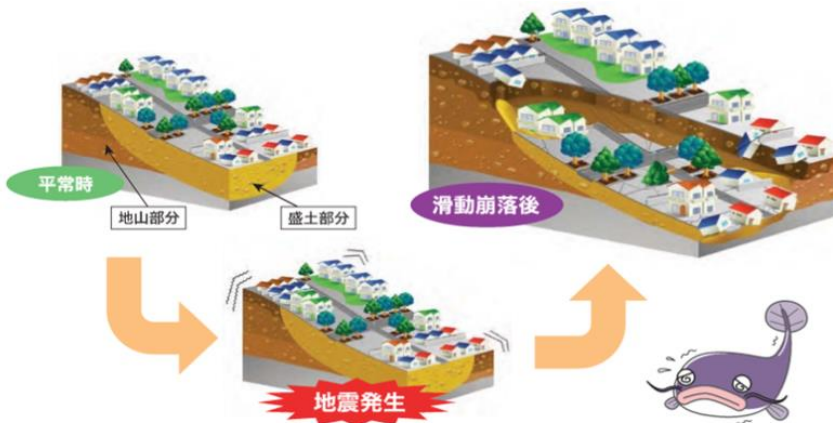
※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定範囲 (イメージ)

◆ 大規模盛土造成地とは

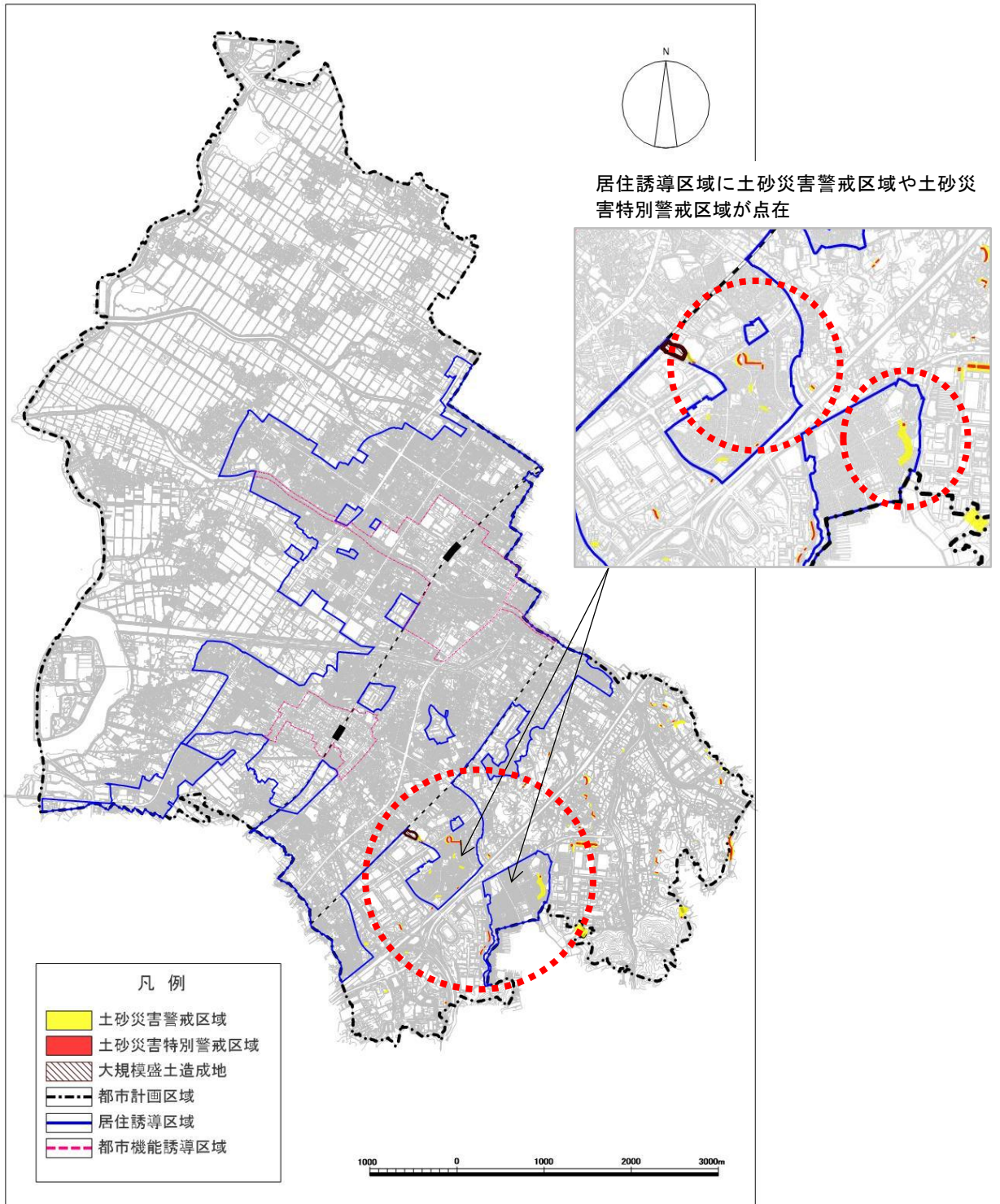
大規模盛土造成地は、大規模地震発生時において滑動崩落等の被害が発生した盛土造成地の実態を踏まえて安全性を確認すべき盛土である。



本市においては東海道新幹線以南に、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されており、居住誘導区域にも一分布が見られる。

また、本市では2021年（令和3年）7月に熱海市伊豆山地区で発生した土石流災害を受けて、国からの要請により大規模盛土造成地の災害防止のための総点検を実施し、その結果、該当箇所が1箇所あることが確認された。

■土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、大規模盛土造成地



出典：草津市

(3) 災害リスクが高い地区の詳細分析（マイクロ分析）

1) 分析の考え方草津市における災害履歴と特徴

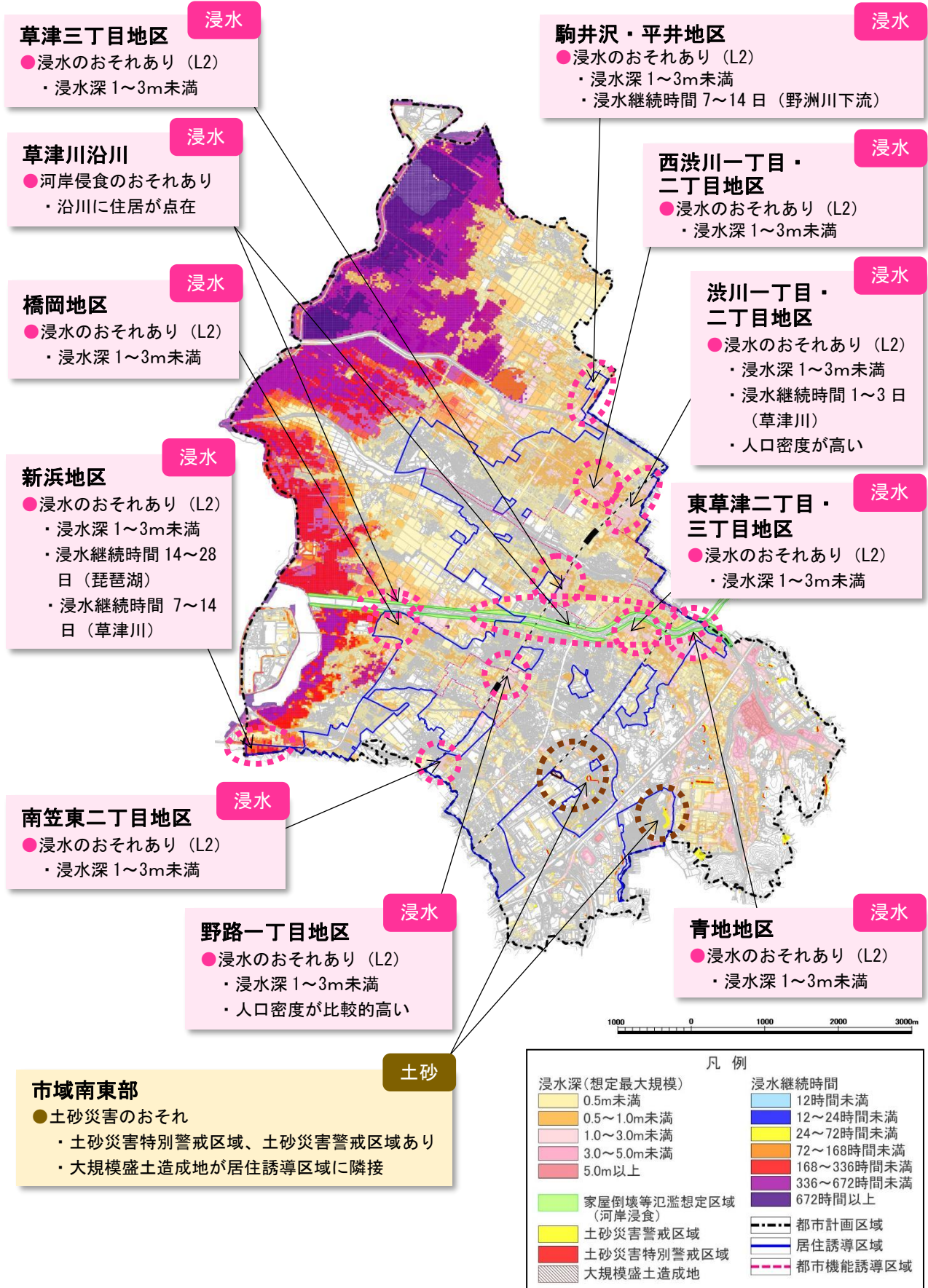
「2. 居住誘導区域等の災害リスクの分析（マクロ分析）」で抽出した災害リスクが高い地区において、水害や土砂災害の災害ハザード情報と人口分布や都市機能等の都市情報を重ね合わせ、詳細なリスク分析を行う。

＜災害リスクが高い地区の詳細分析 パターン一覧＞

災害ハザード情報		災害リスクの高い地区	都市の情報	分析の視点	
浸水想定区域 (想定最大規模)	①-1 浸水深	①-1-1 駒井沢・平井地区	ア. 建物分布 (階数)	・ 建物が多く、浸水時にリスクの高いエリアはどこか ・ 浸水時に垂直避難で対応できるか	
		①-1-2 西渋川一丁目・二丁目地区			
		①-1-3 渋川一丁目・二丁目地区			
		①-2 浸水継続時間	①-1-4 草津三丁目地区	イ. 避難所 (階数、避難所圏域)	・ 浸水時に避難施設が利用できるか ・ 利用できる避難施設が近接しているか
			①-1-5 野路一丁目地区		
			①-1-6 橋岡地区	ウ. 要配慮者利用施設 (階数)	・ 浸水時に施設が利用できるか
			①-1-7 新浜地区		
			①-1-8 南笠東二丁目地区		
			①-3 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	①-1-9 東草津二丁目・三丁目地区	エ. 人口密度 (100mメッシュ)
①-1-10 青地地区					
①-2	①-2-1 渋川一丁目・二丁目地区(草津川)	ア. 避難所 (階数、避難所圏域)	・ 浸水時に避難施設が利用できるか ・ 利用できる避難施設が近接しているか		
	①-2-2 駒井沢・平井地区(野洲川下流)				
	①-2-3 新浜地区(琵琶湖、草津川)	イ. 要配慮者利用施設 (階数)	・ 浸水時に施設が利用できるか		
②-1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・大規模盛土造成地	①-3-1 草津川	ア. 建物分布	・ 河岸侵食の影響を受ける建物がどの程度あるか		
			②-1-1 市城南東部	ア. 建物分布	・ 土砂災害時に倒壊の危険性がある建物があるか
土砂災害	②-1-1 市城南東部	イ. 避難所 (階数、避難所圏域)	・ 土砂災害時に施設が利用できるか ・ 利用できる避難施設が近接しているか		
			イ. 避難所 (階数、避難所圏域)	・ 土砂災害時に施設が利用できるか ・ 利用できる避難施設が近接しているか	

(4) 防災上の課題の抽出

市域全域と地区レベルの分析により、本市の居住誘導区域では、下図のとおり、特に浸水や土砂災害による災害リスクが想定される



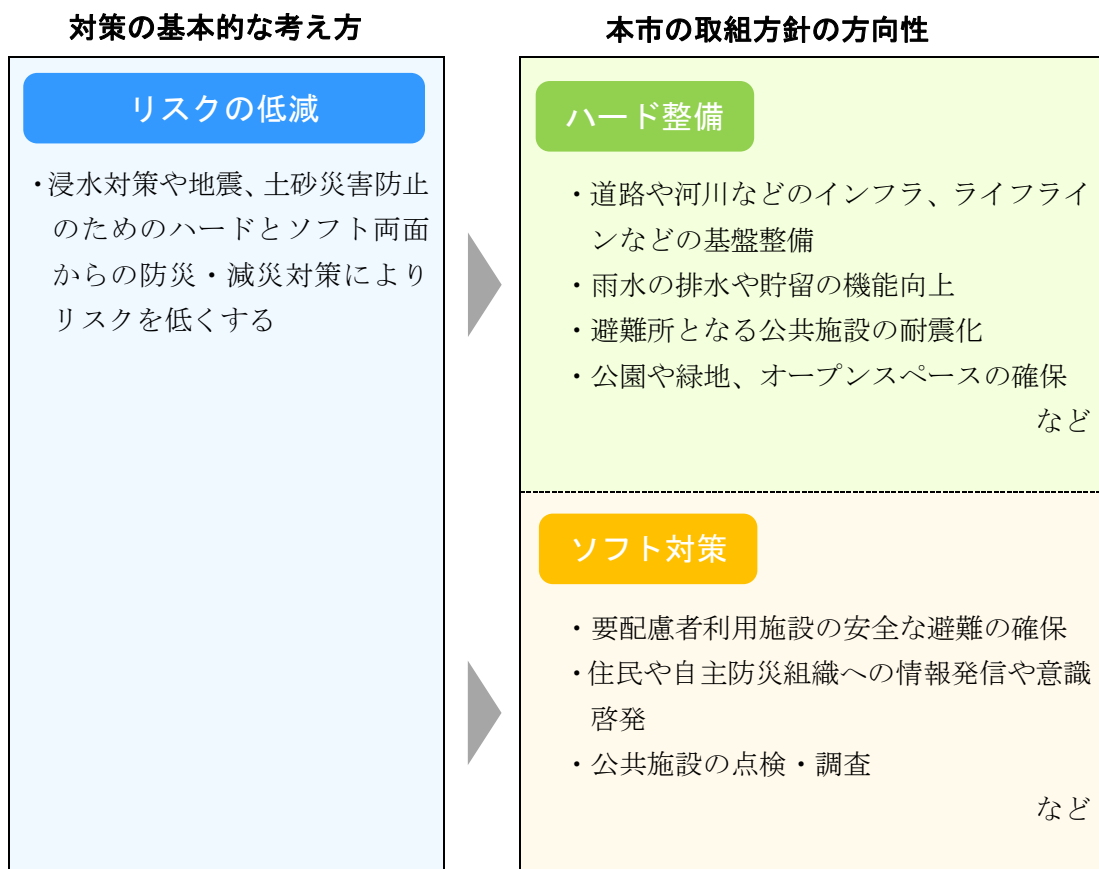
6-3 防災指針の検討

(1) 取組方針の基本的な考え方

防災まちづくりの取組方針を検討する上で、災害リスクの低減（対策によりリスクを低くする）と回避（事前にリスクを避ける）という考え方がある。

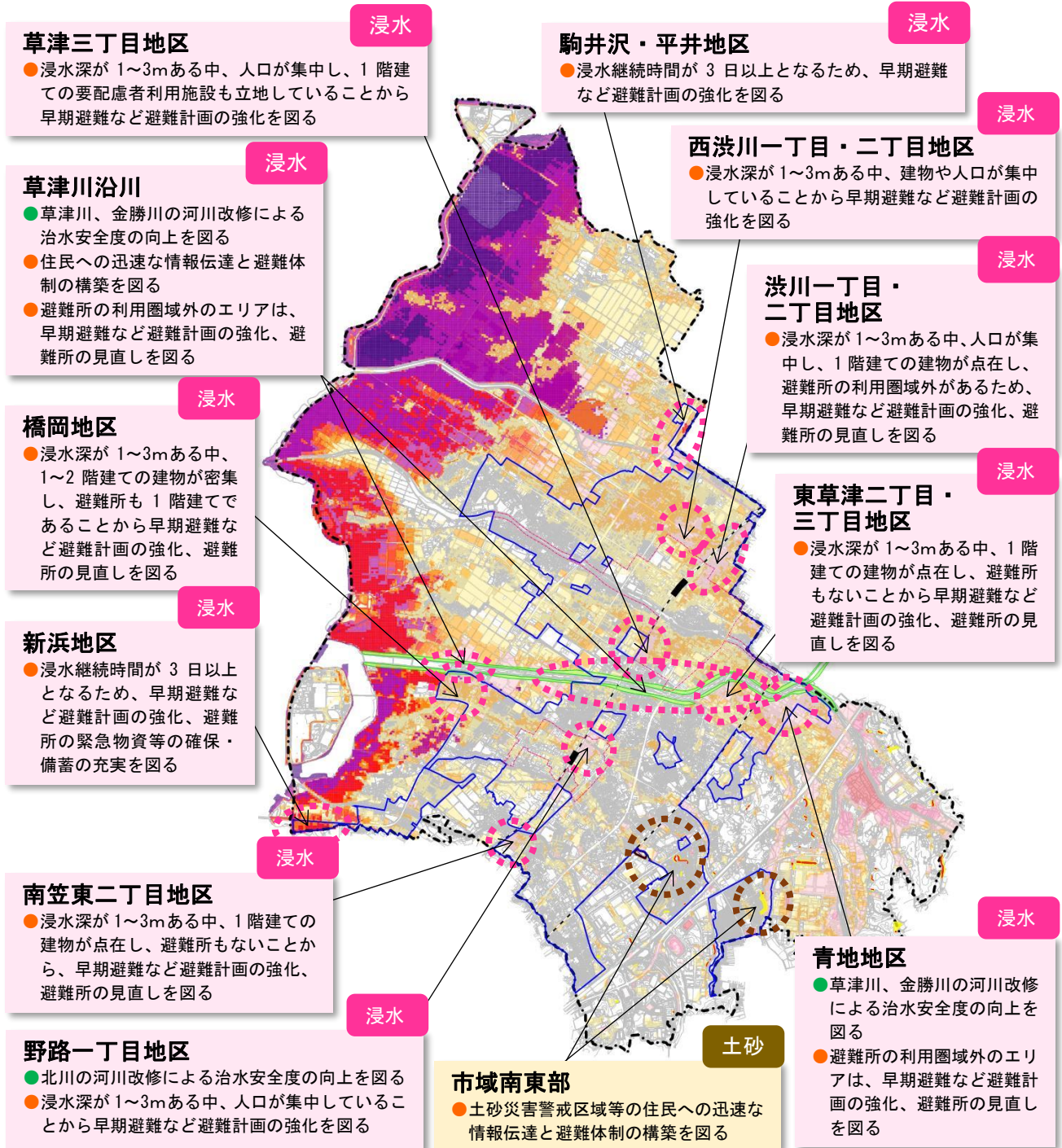
本市では防災上の課題の抽出結果を踏まえ、災害リスクの低減の考え方をもとに、取組方針の方向性を示す。

<取組方針の方向性>



(2) 取組方針の全体像

取組方針の基本的な考え方をもとに、計画されている施策や事業等を踏まえつつ、ハード・ソフトの両面から災害リスクの低減に向けた対策の方向性を以下のとおり定める。



全市的な取組

- 河川改修により治水安全度の向上を図る
- 河川の負担軽減のため、調整池やため池など雨水貯留機能の向上を図る
- 公共施設やライフラインの耐震化など基盤整備を推進する
- 一時避難や延焼防止等のための公園・緑地・オープンスペースの確保を推進する
- 緊急物資輸送の確保、安全な避難経路を確保するため、緊急輸送道路等ネットワーク等の整備、無電柱化を推進する
- 浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設への避難確保計画の作成を働きかける
- 浸水継続時間が3日以上となるエリアは、早期避難など避難計画の強化、避難所の緊急物資等の確保・備蓄の充実を図る
- 避難所の利用圏域外のエリアは、早期避難など避難計画の強化、避難所の見直しを図る
- ハザードマップや多様な手法により市民に災害関連情報の周知、意識啓発を図る
- 災害時の避難拠点となる公共施設の点検や調査を推進する

(3) 施策の展開

取組方針を踏まえ、ハード・ソフトの両面から災害リスクの低減に必要な具体的な取り組みを設定する。

取組方針に掲げる施策は、短期（概ね5年程度）、中期（概ね10年程度）、長期（概ね20年程度）の取組を定めるとともに、国や県、事業者、市民など、本市以外の主体の施策や取組等についても記載する。

取組方針	施策一覧 (実施期間内に実施予定のもの)	災害リスク	関連計画	実施主体	実施時期の目標			
					短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	
低減 (ハード)	河川改修	草津川の河道掘削・切り下げ	水害	①	県	→	→	→
		金勝川の河積拡大・平地化	水害	①	県	→	→	→
		北川の河積拡大・平地化	水害	①	県	→	→	→
	河川改修の推進（雨水幹線の整備）		水害	③④	市/県	→	→	→
	雨水排水能力の向上 (河川・排水路の整備、維持管理)		水害	④⑤	市	→	→	→
	河川洪水に備えた調整池の確保		水害	⑤	市	→	→	→
	公共下水道（雨水）の整備		全て	②③ ④	市	→	→	→
	上下水道施設の防災対策		全て	③④	市	→	→	→
	雨水貯留機能の向上		水害	②④	市	→	→	→
	農業用ため池の防災対策		水害	③④	市	→	→	→
	公園・緑地・オープンスペースの確保 (草津川跡地等)		地震	③④	市	→	→	→
	市条例に基づく浸水対策の促進		水害	④⑤	市	→	→	→
	無電柱化の推進（東海道草津宿本陣通り）		地震	③	市	→		
	緊急輸送道路等ネットワーク等の整備		全て	③	市/県	→	→	→
	密集市街地改善に向けた市街地再開発事業の推進		地震	④⑤	市/県/国	→	→	→
	公共施設の耐震化		地震	③④	市	→	→	→
	ライフラインの防災対策		全て	④	市	→	→	→
	防災機能を備えた公園や道の駅の検討		全て	⑤	市	→		
避難所の環境整備（バリアフリー化等）		全て	④⑤	市	→	→	→	
低減 (ソフト)	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成		全て	④	市/ 事業者	→		
	災害時に必要な物資や資機材の備蓄		全て	③④	市	→		
	ハザードマップ情報の更新		全て	②	市	→		
	公共施設の点検・調査		全て	③	市	→		
	市民への災害関連情報の周知、避難体制の構築		全て	③④	市	→		
	自主防災組織への普及啓発、活動支援		全て	③④	市	→		

- 出典：①淀川水系 甲賀・湖南圏域河川整備計画（変更原案）（滋賀県、2023年（令和5年）3月）
 ②淀川水系流域治水プロジェクト 琵琶湖（滋賀県域）分会 甲賀・湖南圏域
 （近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、2022年（令和4年））
 ③草津市国土強靱化地域計画（草津市、2020年（令和2年）（確定版））
 ④草津市地域防災計画（震災対策編・風水害等対策編（草津市、2023年（令和5年）3月修正））
 ⑤草津市都市計画マスタープラン（2022年（令和4年）1月策定）

第7章 一体的に推進すべき施策

7-1 持続可能な居住環境の形成に向けた取り組み

(1) 公共交通ネットワークに関する取り組み

立地適正化計画では、公共交通を軸に都市機能が集積した、歩いて出かけられる持続可能なまちづくりを推進するため、JR草津駅とJR南草津駅を中心に伸びる幹線バス（路線バス）を基幹交通とし、基幹交通と接続する支線交通（コミュニティバス）と補完交通（デマンド型乗合タクシー）とが有機的に連携した公共交通ネットワークを構築するとともに、公共交通サービスの維持および向上に向けた施策を推進します。

そのため、下記に示す公共交通の方針の下、現行の「草津市地域公共交通計画（草津市地域公共交通網形成計画）」および今後策定予定の「草津市地域公共交通計画」「草津市地域公共交通特定事業実施計画」といった計画や、それに基づく事業の推進を図っていきます。

■公共交通の方針

「JR草津駅、JR南草津駅の2つの核を起点とする基幹交通の形成により、利便性の高い公共交通ネットワークを構築する。」

- ・都市間移動の公共交通としては鉄道が十分に機能していることから、都市内移動の公共交通の中心であるバス交通を対象に一層利便性の高い公共交通軸の構築を目指す。
- ・バス需要の偏在があるなど地域の特徴に応じた基幹・支線・補完交通へのバス路線等の再編を推進する。
- ・基幹交通でカバーできない地域の住民等の通勤・通学や買い物などの日常生活に必要な移動を支える支線交通と補完交通を基幹交通と連携させ、利便性や費用対効果の高い公共交通ネットワークを目指す。
- ・公共交通軸の沿線に都市機能の誘導を図るとともに、公共交通の利便性が高い地域への集住を促し、小さな拠点と拠点2駅が相互連携できる都市構造の実現を目指す。

■草津市地域公共交通計画（草津市地域公共交通網形成計画）に掲げられる施策

「地域にとって望ましい公共交通ネットワークのすがた」を実現することを目的とする計画

分類	施策・概要等
路線再編	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹、支線、補完交通の役割分担を明確にし、地域の特徴に応じた生活拠点等を中心とした公共交通ネットワークの構築 ・JR草津駅、JR南草津駅を拠点とするバス路線の強化
基幹交通	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の生活・交通拠点や駅等を結びとともに、通勤・通学をはじめとする比較的大量な移動を担う
支線交通	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹交通でカバーできないバス交通不便地の住民等の移動手段を確保
補完交通	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域と生活拠点を結び、地域内の移動手段を確保するとともに、基幹や支線交通の交通手段との連携による移動手段の確保
送迎バス	<ul style="list-style-type: none"> ・生活拠点から病院、公共施設等までの移動手段を確保
関係者の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な関係機関との連携による地域公共交通網の確保 ・市民の意識啓発

(2) 空き家対策

草津市では、空き家等の適切な管理により、地域の安全確保と生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、総合的な空き家対策を推進します。

適切に管理がなされている空き家等については、草津市空き家等対策計画に基づき、市が各種団体とも連携し、空き家等の有効活用の支援を検討し、市場流通やりフォーム、転用などを促進します。

■ 空き家に関する施策

取り組み内容	概要
草津市 空き家情報バンク	・ 空き家の有効活用を通じて良好な住環境の確保および定住促進による地域活性化を目的に、空き家を貸したい、売りたい所有者の情報を見て、借りたい、買いたい希望者との橋渡しを行います。
草津市 空き家相談員派遣事業	・ 空き家の増加、問題の複雑化に対して、空き家所有者からの相談申込みに基づき、専門的知識を有する相談員を派遣し、所有者の適切な管理や活用を促進します。

(3) 公的不動産（PRE）の有効活用

本市では、高齢者の急速な増加が見込まれる中、今後、医療・介護の需要が急増し、医療・福祉サービスの提供や地域の活力維持が満足にできなくなることが懸念されています。また、今後、財政状況がより一層悪化することが懸念される中、現在の公共施設の維持更新を続けることは困難な状況になることが予測されます。

そのような背景の中、本市では、「草津市公共施設等総合管理計画（2016年（平成28年）3月策定、2022年（令和4年）3月改訂）」を策定しました。同計画では、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置の推進や公的不動産を活用した不足する民間機能の誘導を進めることとしています。

従来あった公共施設の集約・再配置を推進し、未利用の状態になっているような不動産を活用してまちの拠点整備を行うことで、地域住民の雇用や賑わいを創出する場として生まれ変わり、地域の活性化にも資することが期待できます。さらに公共施設の集約等により生じる未利用地（跡地）を利用して、民間機能の誘導を行うことにより、不動産市場が拡大され、経済の活性化、税収の増加などの可能性により好循環を生み出すことにもなります。

本計画が目指すコンパクトなまちづくりの推進のためには、公的不動産を有効に活用し、都市機能の誘導を図ることが有効であることから、以下のような取り組みを進めます。

■ 公的不動産の活用に関する取り組み内容

取り組み内容	概要
都市機能誘導区域内の未利用公有地の活用	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域内の未利用公有地について、民間事業者の活用を含め、都市機能増進施設等公共施設の整備を図ります。
公共施設の複合機能化	<ul style="list-style-type: none"> 本市が公共施設を新たに、あるいは移転により整備するときや、増改築を行おうとするときは、既存施設の主たる目的のほか、誘導施設の機能を追加し、公共施設の複合機能化を図ります。

■ PRE事例

「草津市立市民総合交流センター」【草津市大路二丁目】

■ 概要

草津駅周辺には公共施設が独立して点在しているものの、それぞれの施設は老朽化が著しく、耐震補強等の改修工事が必要でした。本市では、それらの公共施設の機能集積を基本とし、コミュニティ・暮らしの再構築を先導する役割を果たす「中心市街地活性化のコア施設」の立地を目指して、新しい機能も加えた複合公共施設「草津市立市民総合交流センター」を整備し、2021年（令和3年）5月に供用を開始しました。

■ 期待される効果

- 「草津市立まちづくりセンター」、「草津市社会福祉協議会」等各施設を統合することにより、これからの人口減少・高齢化に十分対応できる中心市街地活性化のコア施設として、地域における良好な環境や、地域の価値の維持・向上が期待されます。
- 集約施設相互の集客機能が強化されて、人・モノ・情報の効果的・効率的な利用促進や賑わいと交流を生み出すことが期待されます。
- 各施設の統合により適正な維持管理が可能となります。
- 災害時の避難地・防災拠点となりうる公開空地・施設が確保されます。

7-2 健幸都市の実現に向けた取り組み

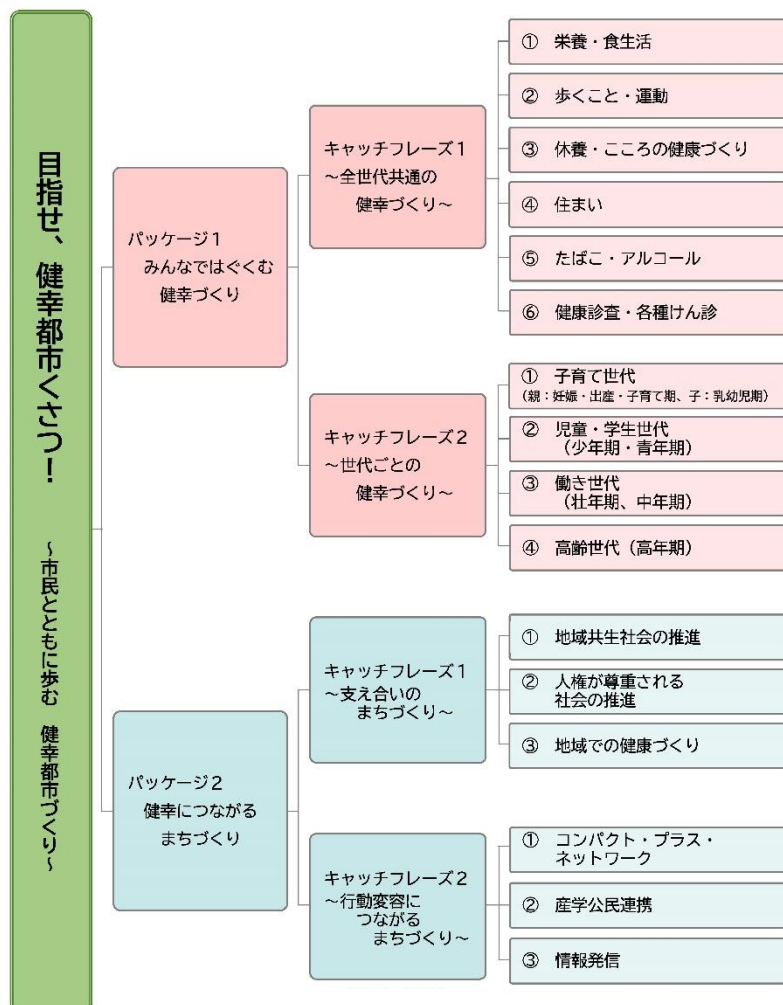
立地適正化計画のまちづくりの理念「誰もが歩いて快適に暮らせる ずっと続くやさしく健幸なまち・草津」の実現に向けて、同時に進める「草津市健幸都市づくり基本方針」と施策連携を図り取り組みます。

健幸都市づくり基本方針では、「健幸（生きがいをもち、健やかで幸せであること）」をまちづくりの中核に位置付け、地域の担い手である住民が、主体的に健康を維持し、社会参加することで、持続可能で活力ある社会を創るため、都市計画や産業振興等も含め市の総合行政として健幸都市づくりを進めています。

高齢化・人口減少が進んでも住民が「健幸」であるためには、住民が「健幸」を意識し、行動に移していただくことで、健康寿命を延伸し、高齢になっても地域で自分らしく暮らせる社会を構築することが大切であり、それが医療・介護に係る経費の抑制や、新たに取り組む「地域共生社会」、「ゼロカーボンシティ」、「SDGs」の実現にもつながります。

立地適正化計画では、コンパクトなまちづくりを進め、これと連携した公共交通のネットワークを形成し、徒歩圏内に都市機能を集約化すること、また、居住誘導区域に日常生活サービス施設を充足できるように施設誘導を行います。目標を共有する健幸都市の実現に向けての施策と一体的に推進します。

■草津市健幸都市づくり基本方針の体系



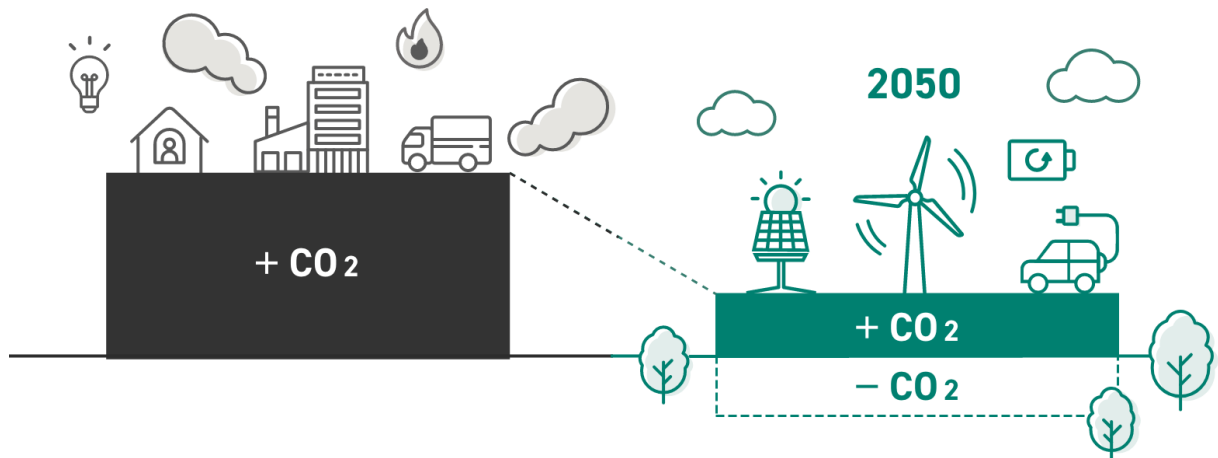
7-3 草津市気候非常事態（ゼロカーボンシティ）宣言

本市では、2021年（令和3年）12月17日に、地球温暖化による気候変動に対する危機意識を市民と共有し、脱炭素社会の実現に向けた行動目標を示すために、市と議会が共同で「草津市気候非常事態宣言」を行い、ゼロカーボンシティを表明しました。

なお、ゼロカーボンシティとは、2050年（令和32年）にCO₂（二酸化炭素）の実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指すことを表明した地方自治体などを指します。

本計画においても、ゼロカーボンシティとなる都市づくりの実現を目指した取組を推進します。

【ゼロカーボン（カーボンニュートラル）イメージ図】



出典：環境省ホームページ「脱炭素ポータルサイト」

7-4 SDGsの推進による持続可能な都市づくり

2015年（平成27年）に国連サミットにおいて、SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、経済、社会、環境の三側面の調和の下で、持続可能な開発を達成する社会を構築する必要性が高まっています。

本計画においても、SDGsの理念に基づき、持続可能な都市づくりの実現を目指した取組を推進します。

【本計画に関連するSDGsの目標】



第 8 章 計画を実現するために必要な事項

8-1 建築等の届出

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールするため、居住誘導区域外において一定規模以上の住宅の建築等を行う場合、または、都市機能誘導区域外において誘導施設を立地する場合や都市機能誘導区域内において誘導施設を休止、廃止する場合には、都市再生特別措置法に基づき届出が必要となります。

(1) 居住誘導区域外における建築等の届出等

居住誘導区域外の区域においては、一定規模以上の住宅開発を行おうとする場合にはこれらの行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。（都市再生特別措置法第 88 条第 1 項）

届出の対象となる行為は、以下のとおりです。

【開発行為】

- ・ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・ 1 戸または 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの

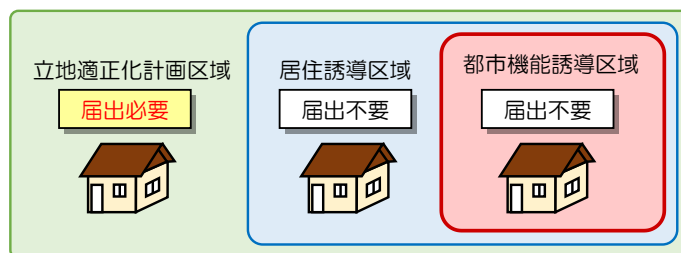
【建築等行為】

- ・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

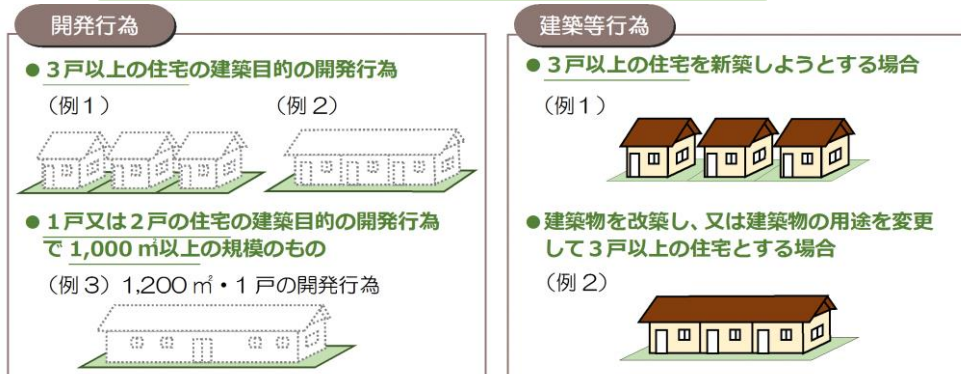
市長は、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。（都市再生特別措置法第 88 条第 3 項）

■届出が必要な区域と対象行為のイメージ（居住誘導区域）

届出が必要な区域



届出対象行為



(2) 都市機能誘導区域外における建築等の届出等

都市機能誘導区域外の区域において、誘導施設の整備を行おうとする場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。（都市再生特別措置法第108条第1項）

届出の対象となる行為は、以下のとおりです。

【開発行為】

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

【開発行為以外】

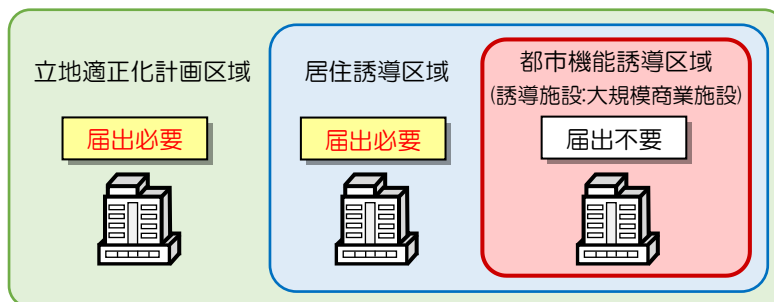
- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

市長は、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができます。（都市再生特別措置法第108条第3項）

■届出が必要な区域のイメージ（都市機能誘導区域）

届出が必要な区域

※大規模商業施設を整備する場合の届出を例示



(3) 都市機能誘導区域内における建築等の届出等

都市機能誘導区域内において、誘導施設の休止、または廃止しようとする場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに、市長への届出が必要となります。（都市再生特別措置法第108条の2第1項）

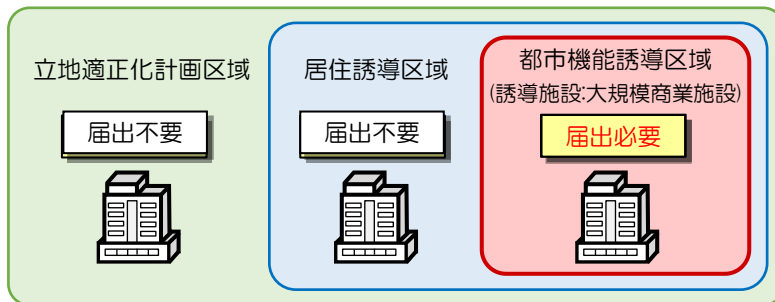
届出の対象となる行為は、以下のとおりです。

市長は、届出があった場合において、新たな誘導施設の立地または立地の誘導を図るため、当該休止し、または廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言または勧告をすることができます。（都市再生特別措置法第108条の2第2項）

■届出が必要な区域のイメージ（都市機能誘導区域）

届出が必要な区域

※大規模商業施設を廃止しようとする場合の届出を例示



(4) 宅地建物取引に関する事項

宅地建物取引業者が宅地建物取引士として宅地または建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明しなければならない法令上の制限として、都市機能誘導区域外および居住誘導区域外における建築等の届出義務等が追加されています。（宅地建物取引業法第35条第1項第2号）

宅地建物取引において、宅地建物取引士は、取引の相手方に対し、都市機能誘導区域外および居住誘導区域外における建築等の届出義務を説明しなければなりません。（宅地建物取引の重要事項説明の項目に建築等の届出に関する事項を追加）

8-2 目標値の設定

本計画に位置付けた、都市づくりの基本理念や将来都市像を実現するために実施される各種施策の進捗状況およびその効果を確認し、より効果的に計画を実現していくため、以下のような目標を設定します。

(1) 居住に関する目標値

コンパクトなまちづくりを推進していくためには、人口密度を維持していくことが重要です。本市は今後も人口が増加することが見込まれているため、人口減少に転じる2040年（令和22年）までに居住誘導区域の人口密度を高めていくことを目標とします。そこで、居住に関する指標として「居住誘導区域の人口密度」を設定し、人口減少に転じる2040年（令和22年）までに下表の目標値を目指します。

■ 居住に関する目標値



出典：人口推計をもとにして算出した人口密度

(2) 公共交通に関する目標値

「草津市地域公共交通計画」では、本市の公共交通ネットワークの充実・強化を図り、本計画と一体的な推進によってコンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指します。そこで、公共交通に関する指標として「公共交通の利便性に満足している市民の割合」を設定し、2040年（令和22年）までに下表の目標値を目指します。

■ 公共交通に関する目標値



出典：「草津市のまちづくりについての市民意識調査」

(3) 防災まちづくりに関する目標値

防災指針の取組方針や施策等を踏まえ、ハード・ソフトの両面から総合的な対策を進めていくことで、災害に強いまちを目指します。そこで、防災まちづくりに関する指標として「自助・共助による防災対策の充実に満足している市民の割合」、「災害に強いまちづくりに満足している市民の割合」、「治水対策の推進に満足している市民の割合」を設定し、2040年（令和22年）までに下表の目標値を目指します。

■防災まちづくりに関する目標値



出典：「草津市のまちづくりについての市民意識調査」



出典：「草津市のまちづくりについての市民意識調査」



出典：「草津市のまちづくりについての市民意識調査」

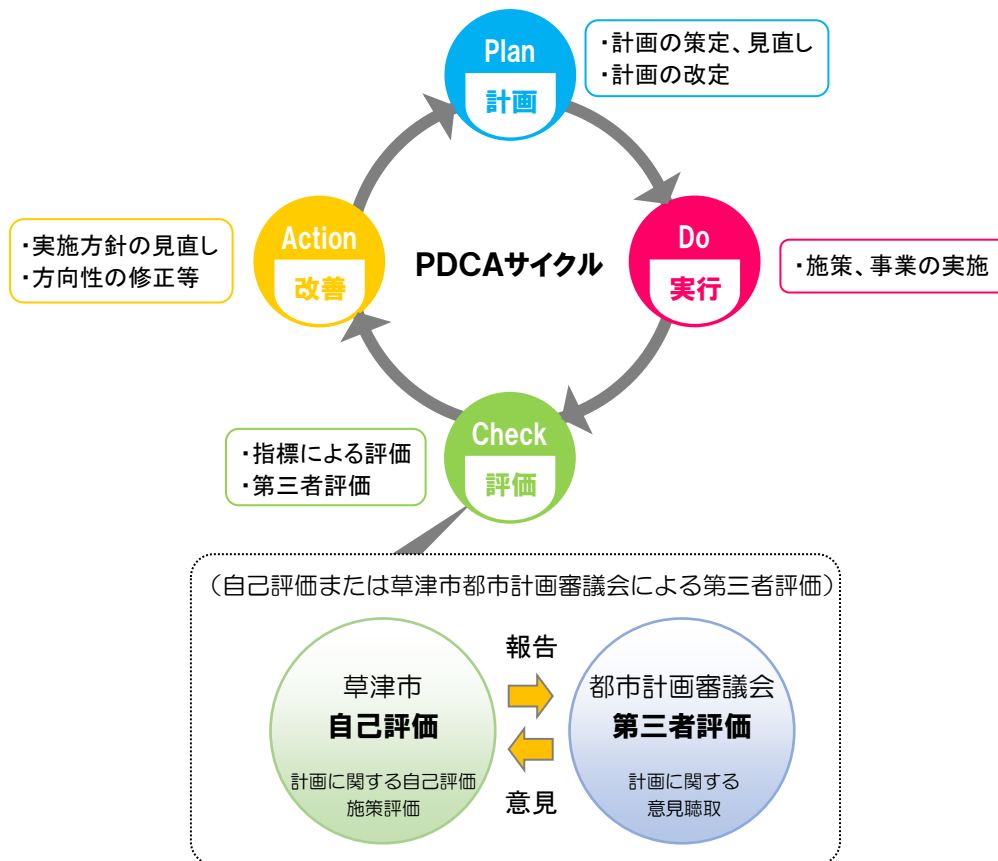
8-3 計画の評価

まちづくりと都市計画の連動による集約型の都市づくりを実現するためには、コミュニティの主役である地域住民はもとより商業や医療などの様々な主体の参画を得る必要があります。本計画においては、市民と都市づくりに対する方向性を共有するための積極的な情報提供に取り組みます。

また、立地適正化計画は、概ね5年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況について評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を精査、検証することが望ましいとされています。本計画で目指すまちづくりに向けて、長期間にわたって計画的に施策を展開していく必要があることから、PDCAサイクルを基本とした適切な進捗管理を行います。

評価については、本市による自己評価と都市計画に関し専門性を有する草津市都市計画審議会における第三者評価を行い、評価結果を踏まえ、必要に応じて、本計画の見直しを行います。

■本計画の評価と見直しのイメージ



草津市の未来のために

草津市立地適正化計画

(2018年10月策定、2024年〇月改定)

【連絡先】住所：〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

TEL：077-561-2375 FAX：077-561-2486

E-mail：tokei@city.kusatsu.lg.jp

